

安心できる生活のために 暴力団を排除します

問い合わせは **危機管理室** ☎898-5839

4月から市暴力団排除条例が施行されました。この条例は、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、暴力団排除に関する基本的な施策を定めたもの。暴力団を恐れないこと、資金を提供しないこと、利用しないことを基本理念としています。本市では、警察などと連携し、市民や事業者の皆さんに情報提供や支援を行いながら、暴力団の排除を進めていきます。

■具体的取り組み

- 本市の公共工事などの入札に暴力団員は参加させません。また、市有施設の利用が暴力団の活動に関連する場合は、許可しません。
- 青少年などを暴力団などに関わらせず、犯罪被害を受けないための教育を推進します。
- 暴力団の威力を利用したり、暴力団員に利益を提供したりすることを禁止します。

交通事故のない社会へ 春の全国交通安全運動を実施



問い合わせは **交通政策課** ☎898-6263

4月6日(金)から15日(日)まで、春の全国交通安全運動を実施します。また、4月10日(火)は交通事故ゼロを目指す日です。本市における事故の傾向を知り、一人一人の心掛けで交通事故をなくしましょう。

■子どもと高齢者の交通事故防止

昨年中の一般道での事故で、死亡した人の半数が高齢者です。また、この時季は新入学児童の飛び出しによる事故が増加する傾向にあります。運転者は子どもや高齢者を見掛けたら、徐行や一時停止をするなど、思いやりのある運転を心掛けてください。

■自転車の安全利用の推進

自転車事故の約3割は高校生です。新高校1年生は行動範囲が広がり、事故に遭うリスクが高くなりま

す。自転車を運転する際はルールとマナーを守って、安全運転を心掛けてください。

■シートベルトやチャイルドシートの正しい着用を

交通事故に遭った小学生以下の子どもの約7割が、自動車の同乗中にけがをしています。子どもが同乗するときは身の安全のため、チャイルドシートなどを正しく着用させてください。

■交差点での事故と追突事故の防止

事故の約6割は交差点周辺で起きています。一時停止や安全確認で事故防止に努めましょう。

追突事故に遭わないためには、早めの方向指示器やブレーキランプの点灯、十分な車間距離を確保して運転することが大切です。

問い合わせは **交通政策課** ☎898-6263

問い合わせは **青少年課** ☎898-5876

現在、春の青少年健全育成運動期間中です。家庭や地域で、しっかりと子どもたちを見守りましょう。

県青少年健全育成条例では、18歳未満の子どもたちの深夜外出などを制限しています。保護者は、通勤・通学などの正当な理由がある場合を除いて、午後10時から翌日の午前4時までの深夜に子どもだけで外出させないでください。さらに、大人が同伴であっても子どもを連れ出さないでください。

問い合わせは **交通政策課** ☎898-6263

松平大和守家の甲冑が 市の重要文化財に指定されました

問い合わせは **文化財保護課** ☎231-9875



3月15日付で「前橋領主松平大和守家の甲冑」が、本市の新たな重要文化財として指定されました。

この甲冑は、本市の歴史を語る上で欠くことのできない松平大和守家に由来し、その豪華さは当時の大名所用甲冑の姿をよく伝えています。本市が所有している松平家関係の資料と共に、近世前橋藩を伝える重要な歴史的資料であるといえます。

4月からスタート 地域密着の県域テレビ放送

問い合わせは **NHK前橋放送局** ☎251-1711



ほかほかどーもくん

4月2日(月)から、NHK総合テレビで「ほっとぐんま640」を放送します。県内のニュースや生活情報、気象情報などをお届けします。放送日時＝月曜～金曜、午後6時40分～59分

国民年金保険料の納付で 学生の特例制度があります

問い合わせは **市民課** ☎898-6254

20歳になると、学生も国民年金に加入して保険料を納めなければなりません。保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

この制度の対象となるのは前年中の所得が118万円以下の人で、申請を行い承認を受けることが必要です。猶予期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。この猶予期間の保険料は10年以内であれば追納できます。

なお、翌年度以降も在学見込みの人は、毎年3月に日本年金機構から送付される申請書を郵送するだけで手続きができます。申し込み＝年金手帳、学生証か在学証明書、印鑑を用意して、市役所市民課か各支所へ

後期高齢者医療保険の 保険料率が決定しました

問い合わせは **国民健康保険課** ☎898-5955

本県の後期高齢者医療保険料率は、2年ごとに設定されます。本年度と来年度の保険料率が次のとおり決まりました。なお、本年度の軽減割合や該当条件に変更はありません。
均等割額＝4万2,700円
所得割率＝8.48%
保険料賦課限度額＝55万円
年間保険料＝均等割額と所得割額(前年中の総所得金額などから33万円を控除した額×8.48%)の合計

快適な暮らしの第一歩 ごみ出しのルールを守ろう



ごみ出しのルールを守るとは、気持ちのよい生活への第一歩。環境への負担やごみ処理経費を減らすことにもつながります。ほんの少しの「面倒くさい」をやめて、生活をより快適にしませんか。

■収集日と時間を守って

ごみは種類や地区によって収集日が異なるので、ごみ収集カレンダーを確認を。また、収集時間はごみの量や交通事情などで変わってきます。取り残し防止のためにも、午前8時までに出してください。

問い合わせは **ごみ減量課** ☎898-6272

本年度も行います 人間ドック健診費の助成

問い合わせは
国保人間ドックについては **国民健康保険課** ☎220-5715
(3月30日は **同課** ☎898-6249)
後期高齢者人間ドックについては **同課** ☎898-6253

本年度も人間ドック健診費の助成を予定しています。申請の受け付けは6月中旬の予定。詳しくは後日、本紙でお知らせします。

■国保人間ドック(日帰り・1泊2日・脳ドック)

対象＝次の全てを満たす人。①来年3月31日(日)までに30歳～75歳になる(ただし、75歳の誕生日前に受診できる)②申請時から受診時まで継続して国保資格を持っている③国保税完納世帯である④脳ドックは来年3月31日(日)までに40・45・50・55・60・65・70歳になる

■後期高齢者人間ドック(日帰り・1泊2日)

対象＝次のいずれかを満たす人。①4月1日現在、後期高齢者医療保険に加入し保険料を完納している②来年2月28日(休)までに75歳になり誕生日以降に受診できる

麻しん・風しん予防のため早めに接種を

問い合わせは **衛生検査課** ☎220-5779

本市では、麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を無料で行っていきます。麻しんは春から初夏に流行することが多い病気です。早めに接種しましょう。すでに第2・3期の対象者には3月に、第4期の対象者には昨年6月に予診票を郵送しました。予診票を持って来年3月31日(日)までに接種してください。なお、市外から転入した人など予診票が届かない場合は、問い合わせてください。対象＝〈第1期〉1歳児〈第2期〉平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの人〈第3期〉平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの人〈第4期〉平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの人

■分別して指定袋に入れる

ごみは分別することで資源として有効利用できます。また、埋め立てするごみが減り、環境への負担を減らすこともできます。種類ごとに分け、指定袋に入れて出しましょう。

■決められた集積場所へ出す

集積場所の管理は自治会などが行っています。ごみは必ず自治会ごとに決められた集積場所へ。他の地区へは絶対に出さないでください。